

令和5年春の叙勲候補者推薦要領

令和4年7月

商務・サービスG業務管理官室

商務・サービスグループ所掌業種に従事する叙勲候補者の推薦は、次の基準により選考するものとする。

I. 選考基準

当グループが所掌する業種にあつて、国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与し、特に功績顕著な者であつて、年齢満70歳以上の者（令和5年4月29日現在）のうち、次の各号に掲げる条件を充足する者のうちから選考するものとする。

1. 団体功績を中心として推薦を考えられる者

- ① 団体構成員の販売高が概ね300億円以上、構成員数が概ね100以上あること（会長、理事長等在任中）。
- ② 団体役員歴が概ね20年以上（最低18年以上）あり、かつ長（会長、理事長等）歴を4年以上又は副長（副会長、副理事長）歴を4年以上有していること。

※団体役員歴が不足する場合であっても、下部団体として位置付けることができる県域団体又はブロック団体における役員歴が20年以上（それら下部団体が栄典団体の場合は、全国団体の役員期間と重複しない期間を加算して概ね20年以上）あれば推薦することができる。ただし、全国団体役員歴は最低10年以上を有することが必要。

- ③ 団体の長又は副長として、優れた功績を有していること。

※過去の受章者との同一の功績の重複評価は認められない。また、副長としての功績は、所掌範囲が明確であることが必要。

※なお、叙勲先例のない団体（新規団体）、過去10年以上実績がない団体は、事前に相談のこと。また、先例のある団体であっても、業界の衰退や類似団体の発足等により、推薦できない場合があるので、注意のこと。

2. 企業功績を中心として推薦を考えられる者

- ① 売上高500億円以上（※）を安定的に継続していること（社長在任中）。

※売上高は製造業を基準としているため業種によって異なる（例：小売業の場合は3～5倍程度の売上高が必要。なお、売上高は単体ベースが原則）。

- ② 総業務歴が概ね20年以上あり、かつ社長歴を概ね4年以上有していること。

※旭日大綬章の評価を有する企業については、副社長の推薦を検討することができるので、事前に相談のこと。

- ③ 主要業務に関連する業界団体の役員歴を有していること。

※業界団体の役員歴を有していない場合であっても、推薦可能となる場合があるので、

推薦するにふさわしいと思われる企業経営者がいる場合は、前広に相談のこと。

- ④ 企業経営者として優れた功績を有していること。

※高位勲等を希望する者は、企業功績は勿論のこと経済団体、業界団体、公職等に係わる顕著な功績が必要。

3. 企業功績のみで推薦する者（売上高500億円未満（製造業基準）の中堅・中小企業）

(1) 技術的優位性を有する中堅・中小企業の経営者（キラリ叙勲）

- ① 国内シェアNo.1、唯一製造可能（オンリーワン）など、技術的優位性が顕著な企業であること。
- ② 総業務歴が概ね20年以上あり、かつ社長歴が4年以上の経営者であること。
- ③ 当人自らが技術開発等を行い、当該技術又は当該技術を使用した装置等により売上げやシェアを大きく伸ばさせた者であること。
- ④ 社長在籍時の直近5年間で赤字がないこと（大規模設備投資、世界的な経済情勢悪化等の特殊要因による赤字は除く）。
- ⑤ 国内外で高い評価を受けるなど、特筆すべき製品・技術を有すること。
- ⑥ 当該技術を利用した装置等が当該企業の売上げに占める割合が50%以上、また市場においてトップシェア若しくは独占であること。
- ⑦ 当該技術又は当該技術を使用した装置等が我が国に及ぼす社会的・経済的効果が大きく、シェアにおいて特に高い優位性を有すること。

(2) 創業から100年存続している中堅・中小企業の経営者（100年企業叙勲）

- ① 推薦する年から100年前を基準として、基準年以前に創業開始したことが確認できる企業であること。

※風俗営業、娯楽業（映画業等を除く）、医療業、保健衛生業、宗教、教育、自由業以外の企業が対象。

- ② 総業務歴が概ね30年以上あり、かつ、社長歴が10年以上の経営者であること（ただし、社長在任時に企業が創業から100年を経過していること）。
- ③ 都道府県知事又は経済産業大臣から企業活動100年以上関連又は産業振興関連の表彰歴があること（原則個人表彰）
- ④ 推薦時点での業績が黒字なこと（特殊要因による赤字は除く）。また、社長在任時の業績が概ね良好（黒字）なこと。
- ⑤ 企業存続の観点から評価に値する取組等により、経営の安定化や事業拡大等を図り、長きに渡る企業活動に貢献した者であること。

(参考) 企業存続の観点から評価に値する取組の例

- ・革新的技術開発、新規事業分野や海外市場への進出等により売上げを維持・拡大しその後の企業の存続・発展に繋がった。
- ・危機的な経営状況を克服する取組により、長期に渡る安定的な企業経営の礎を築いた。

- ・先進技術の積極的導入により経営の効率化・合理化に成功し、その後の企業の存続・発展に繋がった。
- ・長きに渡る経済情勢の悪化の際にも雇用の安定に努め、技術・知財の流失を防止し、その後の企業の存続・発展に繋がった。

(3) 地域経済を牽引する能力を有する中堅・中小企業の経営者（地域経済牽引企業叙勲）

- ① 法律に基づく事業計画等として「新連携」「地域資源活用」「農商工連携」「事業高度化計画」「経営革新計画」「特定研究開発等計画」「地域経済牽引事業計画」のいずれかの認定や承認を受けた、又は優れた技術・サービス・経営手法を有する企業として「グローバルニッチトップ100選」「攻めのIT経営中小企業100選」「ものづくり日本大賞」「日本サービス大賞」「ダイバーシティ経営企業100選」「新・ダイバーシティ経営企業100選」のいずれかの認定や表彰を受けた企業であること。
- ② 総業務歴が概ね20年以上あり、かつ社長歴が4年以上の経営者であること。
- ③ 都道府県知事又は経済産業大臣からの産業振興関連の表彰歴があること（原則個人表彰）。
- ④ 推薦時点での業績が黒字なこと（特殊要因による赤字は除く）。また、社長在任時の業績が概ね良好（黒字）なこと。
- ⑤ 地域経済を牽引する取組を行い、地域経済の発展・活性化に貢献した者であること。

(参考) 地域経済を牽引する取組の例

- ・地域からより多くの仕入れを行い、地域外に販売することにより、地域内の企業に域外からの資金を配分する等、地域経済に裨益。
- ・革新的な経営手法等により、売上高利益率が大企業のそれを大幅に超える企業活動を行い、地域所得の向上や地域雇用の拡大に貢献。
- ・地域資源のブランド化に成功させ、新たな地域産業の創出により、域外からの資金を獲得するとともに、域内の雇用拡大等に貢献し地域経済に裨益。
- ・技術的な強みをもった地域のものづくり中小企業群と連携し、部品等の共同開発を行い、国内外の大手メーカーからの一貫受注体制を構築。
- ・海外市場への販売や海外人材雇用等に積極的に取組み、国際的企業として社業を発展させ、地域経済のグローバル化に貢献する等、地域経済に裨益。

4. 再叙勲等

- ① 過去に褒章を受章した者については、原則として褒賞受章後5年以上経過し、かつその後の功績が極めて顕著な者であること。
- ② 再叙勲については、叙勲受章後7年以上経過し、かつその後の功績が極めて顕著な者であること。

5. その他

上記1.～3.の目安は満たしていないが、顕著な功績を挙げられ、叙勲に叙することが相応しいと思われる者がいる場合は、推薦の可能性を検討するため事前に相談のこと。

6. 留意事項

- ① 功績顕著な者であって、特に表彰すべきであると認められる者を、中央・地方を問わず、また、有名人等にかたよらず広く選考すること。
- ② 現在、第一線の職務を離れている者については、推薦漏れの恐れがあるので十分調査するとともに、業界及び社内バランスについても留意すること。（特に、候補者より先に推薦すべき者がいる場合には問題となる場合がある。）
- ③ 他省庁での受章資格の有無を確認し、資格がある場合はその了解を得ること。
- ④ 同一企業から2名以上推薦しないこと。また、団体功績をもって同一団体から推薦する場合も同様とする。（他省庁、異種功績であっても同様。）
- ⑤ 先例（死亡叙勲を含む）において、条件付きで受章している場合があるので、十分確認の上、条件を満たしていない者は対象外とすること。
- ⑥ 候補者の選考にあたっては、国民感情にそぐわない者や、社会的不道徳のある者は控えるなど慎重に行うこと。特に、以下のような受章環境上問題（栄典を授与することが不適當）となり得る事案を有する候補者、又は団体・企業は、内閣府賞勲局事前連絡の対象となるため、業務管理官室に相談すること。
 - ・ 刑罰を受けた（道路交通法違反等による罰金刑を含む）
 - ・ 警察等の取り調べを受けた
 - ・ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された
 - ・ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた
 - ・ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた
 - ・ 訴訟が継続中である
 - ・ 不祥事等について報道があった
 - ・ 事故を起こした（交通事故、工場事故等）
 - ・ 懲戒処分を受けた
 - ・ 法人等の経営状態に問題がある（赤字決算など）
※破綻企業は原則「不可」 自己破産は「不可」
 - ・ 暴力団員との関係が疑われる
 - ・ 破産宣告又は破産手続開始決定を受けた
 - ・ その他栄典を授与することが不適當と思われる事案が発生している（公害問題、スキャンダル報道等）
- ※候補者が役員経歴を有する全ての法人が対象となるため、十分調査すること。
- ⑦ 以下に該当する場合、事前に当室に相談すること。
 - ・ 過去に取り下げた者
 - ・ 旭日大綬章候補者（省内での順番があり、当該期に推薦を行えない場合もある）
 - ・ 再叙勲を申し立てる者

- ・ 新規団体（叙勲先例のない団体）に係る団体功績の者

II. 推薦人員

選考基準に合致する者 若干名

III. 提出書類及び提出期限

(1) 提出書類（※電子媒体での提出可）

- ① 令和5年春叙勲候補者調書
- ② 功績概要
- ③ 受章環境等関係調

(2) 提出期限

令和4年8月17日（水）までに提出願います。

以下、①～④に当てはまる案件については**令和4年8月5日（金）**までに提出願います。

- ① 大綬章及び重光章を希望する案件
- ② 団体功績（上記I. 1）のうち、新規団体（叙勲先例のない団体）に該当する案件
- ③ 過去に取下げ、辞退等をしたことのある候補者
- ④ 再叙勲を希望する案件

(3) 書類作成上の注意

- ① 書類作成等にあたって、本籍地、現住所、氏名（書体、ふりがな）、経歴等については、栄典のベースになるものであり、特に正確を期されたい。

※記載内容が不正確な場合、経歴詐称等で問題になるので、厳重に注意のこと。

- ② 功績概要は、候補者が、「いつ」「どのような立場で」「問題・課題・懸案」などに対して「具体的に何をして、どのようになったのか」「その結果、どのような社会貢献につながったか」について重点的に作成されたい。（結果・効果は必ず定量的に示すこと）
- ③ 受章環境上問題となり得る事案（上記I. 6. ⑥に掲げた事項）を有する候補者については、関係資料（公表資料、新聞記事等）を添付すること。

以 上